

古仏語における倒置

— 非人称動詞から —

太古隆治

動詞第2位の原則のもと、古仏語では文が何らかの補語で始まると、その文は〈CVS〉または〈CVC〉の形を取る。二つの文型を隔てるのは主語の有無だが、その有無の必然性については我々には分からない部分が多い。単純な見方をすれば、主語が不必要であれば〈CVC〉、必要とされれば〈CVS〉の所謂倒置形を取ると言うことができるが、実際はいかにも不必要と思われる主語が現れ出ることもしくない。そうした場合、文頭の補語そのものに主語を顕在せしめる何らかの働きがあるのではないか、もしくはある構文なり表現形式が主語を表出し倒置をなすことを要求しているのではないかと問うことができる。

本稿は、この問いが無意味ではないことを確認するため、幾つか具体的な手掛かりを探る試みである。従って、それに基づいてまとまった成果を提出する意図はない。また、方法として非人称動詞に主眼を置くが、それは倒置が非人称動詞においてまさしく特徴的に現れ出るからである。なお、上述の問いの妥当性を確かめる手掛かりをつかむことがこの度の目的であり、資料は『アーサー王の死』¹⁾の1テキストに限られる。

* * * * *

私はこの数年来、古仏語の複文に見られる2種類の文型を「一文型」、「並列型」と規定して、その使い分けについて調べてきた。²⁾ その過程で、特定の「一文型」複文では、主節が明らかな〈VS〉の倒置形をなすことが、その複文の特定の用法と無関係ではない旨の指摘を行ってきた。倒置現象にこだわり、そこに意味を求めるこの度の試みの発端もそこにある。従って、倒置と特定の用法との間に何らかの係わりが存在することの証左として、「一文型」複文における倒置を確認することで本論を始めたい。

古仏語において《*buis que*》で導かれる複文には二つのタイプが識別できる。一方は「並列型」（主節が動詞第2位となる）で、数としてはこの方が多い。この接続詞が「並列型」複文をなすとき、そこには原則として「理由」の意を読み取ることができる。次の例はその「理由」としての用例の一つである。

Ex.1) puis que vos le connoissiez, vos me poez bien dire qui il est,

(24, 14-6)

[あなたはそれをご存じである以上、彼が何者なのかおっしゃって下さることが
できるはずです。]

この複文の主節の文肢配列は〈SVC〉で、現代フランス語で《*puisque*》を用いた
場合と構造的に何ら変わるところはない。

ところが、『アーサー王の死』には、《*buis que*》が「一文型」（主節が動詞第1
位となる）を取る例が4例あり、この場合《*buis que*》はすべて「時」の意で用いら
れている。

Ex.2) puis que ge portai primes corone n' enpris ge guerre dont ge ne

venisse a chief a l'enneur de moi et de mon roiaume; (104, 57-60)

[はじめて王冠を戴いて以来、私は私と私の王国の名誉のうちに終えずしては
戦争というものを企てたことがない。]

Ex.3) puis qu'ele(=la guerre) fu del tot laissiee, la fis je recomencier
a mon oncle le roi Artu; (144, 57-9)

[戦争が（和議によって）完全に終わられたのち、私とその戦争を叔父アーサー
王をして再開させたのだ。]

Ex.4) puis que ge portai primes armes n'oi ge doutance por le cors d'un
seul home fors hui; (158, 35-6)

[はじめて武具を纏って以来、今日ほどただ一人の男のために恐れを抱いたこと
はない。]

Ex.5) puis que el roiaume de Logres vint crestientez, n' i ot il bataille
ou il moreust autant de preudomes com il fera en ceste;

(184, 72-4)

[ローグル国にキリスト教が到来して以来、この度の戦いで死ぬのと同じほど
多くの勇士が死んだ戦いはかつてあったためしがない。]

例文1に示した「理由」の意の《*buis que*》節は主節の語順には無関与であり、言
うなれば「文外要素」と見なされる。反対に、「時」の用法である例文2から例文5
では、主節が動詞で始まっていることに、《*buis que*》節の第1文肢としての機能を

見て取ることができる。私がある複文を「一文型」複文と呼ぶとき、それは、従属節が主節の語順に関与することによって主節が動詞で始まっている複文を意味するが、この限りでは主節が〈VC〉であるか〈VS〉であるかは問題としていない。ところが、例文2から例文5の「一文型」複文は、いずれも〈VS〉主節の方を有している。このことから、「時」の意の《*buis que*》には、単なる文頭辞の役割に終わらず、主節に倒置を呼ぶ働きがあるのではないかと疑うことができる。実際、第1文肢となるものなら何でも倒置を呼ぶわけではなく、むしろ倒置とは関係ないものの方が多い。例えば《*buis que*》の構成素である《*buis*》が副詞として文頭に使われる例でそれを見てみよう。

Ex.6) *buis s'apareilla et puis vint a la reine et li dist:* (8, 7-8)

ここでは《*buis*》が連続して現れ、文を導くが、いずれの文においても主語は明白なため現れていない。こうした例を根拠に《*buis*》は倒置を招かない文肢として分類できる。また、文頭辞としてよく使われる副詞《*si*》や《*lors*》についても同じことを観察できる。

Ex.7) *si m'avez fet dire ma honte.* (3, 24)

Ex.8) *Si en lessierent atant la parole ester.* (5, 20)

Ex.9) *et lors conneussiez la verité,* (6, 33)

Ex.10) *Lors dist a Girflet:* (11, 21)

いずれの場合も主語は省略されている。人称の識別は動詞の語尾によって可能である上、誰が主語かは文脈から用意に理解されるので、主語を表す必要がないからである。もちろん主語が必要とされる状況も存在する。例えば次の例がそうである。

Ex.11) *Si commence mestres Gautiers en tel maniere ceste derrienne partie.*

(1, 14-6)

{そしてゴーティエ師はかくのごとく(物語の)この最後の部分を始める。}

Ex.12) *quant vos seroiz meüz ennuit ou demain, lors porra il tout par
loisir parler a la reine.*

(6, 19-20)

{あなたが今宵か明朝にでも出立なされば、そのとき彼は憚ることなくお妃と

語らい合えることとなりましょう。)

例文11では、固有名詞が主語として現れ、倒置を構成している。固有名詞が使われるのは、語りの視点の移動や場面の転換にともなう必然性ゆえである。ここにおける主語の出現が文頭辞《*si*》の性格とは無縁のものであることは言うまでもない。³⁾

例文12の方の倒置形に現れている主語は人称代名詞《*il*》である。この《*il*》の現れについては、先行する《*quant*》節内の主語との対比が一番妥当な理由として挙げられるが、それだけで片づけられるものか確かなことは言えない。が、ともかく、例文9や例文10と重ね合わせれば、例文12における主節の倒置の要因に《*lors*》の性格を結び付けることはできないことは確かである。単なる文頭辞と本稿が問題とする倒置要因とは別のものであることをここで確認しておきたい。⁴⁾

《*buis*》、《*si*》、《*lors*》は分かりやすい例として引き合いに出したものだが、おそらく、文頭に立つことのできる成分の大多数が同様の観察結果をもたらすものと予想される。こうした単独の副詞と上述の《*buis que*》のような副詞節とでは、文成分としての規模が大きく異なる。従って、これらを同列には扱えないと言えるかもしれない。しかしながら、少なくとも、こうしたそれ自体では倒置要因となりえない文成分がいくらかであることを確認した上で、例文2から5の《*buis que*》の例を見直すことが肝心である。

この4例では、《*buis que*》節全体が文の第1成分となるだけでなく、主節すべてに倒置が現れる。その倒置を構成する主語はいずれも代名詞で、前後関係から明白と思われる代名詞(例文2, 4)もその中に入っている。倒置は、さらに、例文5においては非人称表現にまで認められる。そもそも非人称主語はいかなるシニフィエとも無縁であり、純粹に統辞的機能しか果たしえない。主語として現れていてもそれはまさしく見かけだけの存在である。非人称主語は、そうした性格上、文を安定させる要素、すなわち動詞第2位文をなすための文頭辞としての役割にその存在理由を見出す。逆に、異なる成分が文頭辞として選ばれば、その存在価値は消滅すると言うことができる。従って、例文5のように倒置が非人称主語で構成されるとき、その倒置の持つ意味はほかの場合に比べてはるかに大きく、倒置現象について考えさせる恰好の材料となる。例文5においてそれを考えるとき——もちろん例文2からのすべての倒置例との重ね合わせの上でであるが——、「時」の用法の《*buis que*》節は、倒置と一体化することでその意味を安定させているものと言うことができよう。言い換えれば、倒置が何らかの意味の伝達の一役を担っているということになる。

では、同じように倒置と係わって文頭に現れる、あるいは現れやすい文肢にはほかにどのようなものがあるだろうか。非人称動詞の一つを取り上げ、そのサンプルを幾つか抽出しよう。

例文5で用いられていたのは、《avoir》の非人称用法（《il y a》）であった。《avoir》は数ある非人称動詞の中でも実例の最も豊富なものであり、それなりにまとまった資料体を提供してくれる。そこでここでは観察対象を《avoir》の非人称用法に限定し、非人称主語《il》の現れ方を見ていくことにする。『アーサー王の死』から《avoir》の非人称用例をすべて取り出したところ、ちょうど160例を数えた。次の表はその160例を語順のタイプ別に振り分けたものである。

抽出した160例には、圧倒的多数の平叙文のほか、疑問文3例、感嘆文1例が含まれている。

	SVC	CVC	CVS	VC	VS	計
平叙文	83 (60)	62 (8)	6 (1)	5		156
疑問文			1		2	3
感嘆文		1				1
計	83 (60)	63 (8)	7 (1)	5	2	160 (69)

() は内数で従属節中での用例数

疑問文の3例はいずれも非人称主語を有し、倒置をなしている。

Ex. 13) Et quex chevaliers *i avra il*, fet Lancelos, sez le tu? (40, 6-7)

Ex. 14) Comment, fet Sagremors, *n' i a il* point de seigneur?
— Nennil, fet cil. (48, 49-51)

Ex. 15) *I ot il*, fet li rois, nul chevalier de ceanz? (87, 14)

単純な事実とはいえ、倒置が特定の用途に使われることの一つの現れにほかならない。

唯一の感嘆文1例は主語なしで出ている。

Ex. 16) Ha! Dex, *quel douleur ci a, quant si preudom est mis a terre si vilement.* (189, 17-9)

〔神よ、何という悲しみか、あのような勇者がかくのごとく惨めに地に落とされるとは。〕

以上の4例のほかはすべて平叙文である。その総数 156例のうち〈VC〉つまり動詞第1位のものが5例認められる。そのうち2例は並列接続詞に続く並列節⁵⁾、残る3例はいずれも「時」を示す否定形の定型表現である。⁶⁾

この5例を除くと、すべて何らかの文肢が動詞《avoir》に先行し、動詞第2位の原則を貫く。文頭辞として最もよく現れるのは主語《il》で、該当例は151例中83例に登る。ただし、そのうち4分の3近くの60例が何らかの従属節内での事例で占められている。〈SVC〉を「標準的」な文と見ることが可能ならば、従属節では標準外の文——主語以外の要素を文頭に出すことによって何らかの表現効果をねらう文——が現れにくいとすることができる。

一方、補語が第1文肢となる場合も151例中68例を占め、《il》が文頭辞の場合の83例にさほど引けを取ってはいない。このタイプの文は従属節内には現れにくい。先程とは逆に、自立節や主節では《il》で始まる文だけでなく、それ以外の多様な表現が駆使されると言うことができる。この68例のうち62例は、何らかの補語が文頭に立つことによって主語《il》が消滅している例である。この数字には、上述した非人称主語《il》の性格がよく表れている。すなわち、非人称表現における《il》の一義的役割は動詞の前を埋めることであり、他の文成分によって文頭辞の役割を奪われると《il》の出る幕はなくなるしかない。例えば以下の事例がそうである。

Ex. 17) *moult a grantz genz ...* (16, 39)

Ex. 18) *pres de ci a gent;* (48, 31)

Ex. 19) *encore i a plus.* (52, 50)

Ex. 20) *trop a ci grant damage ...* (100, 39)

Ex. 21) *La nuit ot si grant duel en la cité ...* (102, 1)

ここに文頭辞として現れている《moult/ pres de ci/ encore/ trop/ la nuit》など

について特に言及する必要はないだろう。ただ単に、これらには倒置を引き起こす働きはないとだけ言って片づけておこう。

結局のところ、《avoir》の非人称例全 160例のうち本稿が特に注目するもの、すなわち〈CVS〉の形で現れるものは6例を数えるのみである。その6例には、言うまでもなく、例文5として提示した「時」の意の《*buis que*》節を文頭辞とする複文が含まれている。それを除いた5例を以下に引用しよう。ただし、例文23にそのうちの2例が含まれるので、引用文は四つとなる。

Ex. 22) *por ce que il le savoient apertement, n'en i avoit il nul qui*
s'osast metre en aventure de tieus gages. (70, 11-3)

[そのことをよく知っていたので、このような保証を引き受ける冒険に敢えて身を投げ出すような者は彼らの中になかった。]

Ex. 23) *pour ce ne porroit il mie avoir pais entre moi et vous,*
ne si n'aura il jamais tant comme je vive. (119, 130-2)

[それ故私とそなたの間に和解はあり得ないし、また私が生きているかぎり決してありはしない]

Ex. 24) *voirement a il moult en ces trois homes por quoi touz li mondes*
les doit loer; (147, 18-9)

[まことこの3人の男のにはすべての人が称賛すべきものがたくさんある。]

Ex. 25) *Alez vos en de ci vistement, que del demorer n'i a il point;*
(193, 21-2)

[急いでここから立ち去れ、留まっても何もないのでから。]

ここに挙げた例は、数が限られているだけに特徴的な例と見なすことができるが、同様に少数ゆえに資料としての信頼度も薄いと言える。そこで、《avoir》以外で確認される例を重ね合わせながら、それぞれにコメントを加え、本論の最後としたい。

* * * * *

① *si* :

副詞《*si*》は、先に確認したように、通常は倒置要因にはならない。『アーサー王の死』から抽出した《avoir》の非人称例でも《*si*》で始まるものが全部で15例を数えるが、倒置を起こしているのは例文23に見る1例のみであって、そのほかではいず

れの場合も《il》は出ていない。その例外的な1例は、《si》の通常の現れ方とは異なる。《si》は時として代動詞との組み合わせで用いられることが知られている。代動詞という原則は《faire》だが、《estre》と《avoir》だけは同じものを代動詞とする。例文23の前半部で使われているのはそもそも《avoir》だが、後半部に使われているのはその代動詞《si avoir》にほかならない。次の例は、別の非人称動詞《peser》が代動詞《si faire》で引き継がれているもので、ここでも同様に倒置が認められる。

Ex. 33) se il vos en poise, ce n'est pas merveilles; que, si m'aïst Dieu,
si fet il moi moult durement, (3, 32-3)

[そなたが心を痛めているとしても不思議はない。神にかけて、私もまた痛切な思いをしているのだから。]

通常は倒置要因とならない《si》だが、代動詞を導く特別な用法では倒置を必要とすることになる。これは、同じ一つの語に関して倒置・非倒置の使い分けがあることの1例であり、倒置か非倒置かへの注意が特定の用法の識別に有効であることの証でもある。

② *voirement*:

この副詞が非人称動詞とともに使われている例は例文24の1例のみである。この例において副詞《voirement》が倒置を来していることは、只今の《si》の場合を振り返っても、いたずらな現象と言うわけにはいかないだろう。実際、参考例ながら、人称動詞との結びつきにおいても同じく倒置を確認できる。

Ex. 26) Ha! Dex, voirement ai ge trop vescu, (101, 9-10)
[ああ、神よ、私は本当に生き長らえすぎた。]

Ex. 27) Quant il orent cel soir mengië, si commencierent a parler de çax
del chastel et distrent que voirement n'estoient il mie sanz granz
genz et qu'assez estoient preudome et vigueroux; (114, 11-4)
[その晩、食事を終えると、(彼らは)城側の者たちについて話し始め、語らった、まさしく彼らは多勢で、しかも並々ならぬ勇者で剛健であると。]

これらの例でも分かるように、《voirement》が用いられるのは、ある事柄を真実として強調し、聞き手を説得するためである。この語が使用されるとき、そこには大なり小なりいわゆる情意性(《affectivité》)といったものが付いてまわる。また、

こうした語は文頭に立ってこそ効力を発揮すると言えよう。文頭辞《voirement》が倒置をとまなう理由を挙げるとすれば、この副詞の以上のような性格を抜きにしては考えられないだろう。

③ *por* ... :

非人称動詞《avoir》の数少ない倒置例の中に《*por ce*》1例、《*por ce que*》1例が含まれていることは単なる偶然ではない。一般に、前置詞《*por*》によって導入される文成分は倒置形を好むものと考えられる。

Ex. 28) *por l' amor de lui* [= Bohort] *li* [= à la reine] *pesoit il* moult que
tuit si compaignon ne demoroient a court. (44, 27-9)

[ボオールの一党が宮廷に逗留していないのが妃には辛いことであったが、それはボオールへの親愛の情ゆえであった。]

Ex. 29) *por peinne ne por travail* que nos doions avoir de lui [= la reine]
rescorre, *ne seroit il* pas lessié qu'ele ne fust de mort guerrie a nos
pooirs. (91, 26-9)

[妃をお救いするのにいかなる苦難を味わうことになろうとも、我々の力の限り妃が死から救われずにはおかない。]

Ex. 30) *por chose que ge puisse fere ne remaindra il* que li os dont cist
chastiaus est assegiés n' en soit ostés prochainement. (111, 27-9)

[私になしうることがある限り、この城を囲んでいる軍が遠からず取り払われずにはおかない。]

④ *del demorer n' i a il point* :

定冠詞が付き名詞化された不定詞を前置詞《*de*》が導く、それがこの表現の文頭辞となっている。この表現は、以下の2例——いずれも《*estre*》を動詞とする非人称表現である——のような表現とともに、半ばパターン化される。

Ex. 31) *del revenir est il en aventure;* (57, 3-4)
[引き返すのは危険だ。]

Ex. 32) *Et il dient que de l' eschaper est il noiant,* (89, 54-5)
[逃れようとしても無駄なことだ、と彼らは言う。]

文頭辞をなす不定詞はそれぞれに異なる。従って、倒置の理由を文頭辞の性格に求めても無駄である。いずれも極めて簡潔な文で —— それだけに、通常ならば無くしてしめるべき《il》が使われているのが特徴的である —— , その簡潔な中に一種の表現性 (《expressivité》) あるいは情意性 (《affectivité》) が感知される。《*demorer n' i a il point*》を含め3つの文は、そのような効果を表出するため半ば定型化した表現とすることができる。

* * * * *

以上、非人称動詞に主眼をおいて古仏語における倒置現象の一端を見てきた。取り上げることできた実例はごく限られた数であり、それぞれが個別的ではあるが、倒置がいたずらに現れ出るものではないことを示す確かな手掛かりとしては十分である。本稿の当初の目的は達成された言うことができる。今後こうした手掛かりを積み重ね、その数が十分まとまったものになれば、将来古仏語における「倒置の文法」の記述が可能となるかもしれない。それほど野心はなくとも、また改めてこの問題に立ち戻ることになろう。

注

- 1) Jean FRAPPIER (éd.), *La Mort le roi Artu*, 3ème édition, Droz, Genève / M. J. Minard, Paris, 1964.
- 2) 先行する従属節が続く主節の語順を規定し、主節が〈VS〉または〈VC〉となる複文を「一文型」と呼ぶ。この場合、従属節が主節に対し第1文肢として機能しており、複文全体として〈CVS〉または〈CVC〉の形をなす。他方、主節そのものが〈CVS〉または〈CVC〉となっている複文を「並列型」と呼ぶ。こちらの型では主節の語順に対して従属節の存在は無関係である。詳しくは次の2点を参照されたし。

拙稿「古仏語複文の二文型について」, 『広島大学フランス文学研究』第10号, 1991年, pp.19-34, および「古仏語における《puis que》の「時」と「理由」の用法——『アーサー王の死』から——, 『広島大学フランス文学研究』第12号, 1993年, pp.84-93.
- 3) 主語が固有名詞でなく、普通名詞（例えば《li rois》, 《uns escuiers》など）であっても同様のことが言える。
- 4) その1例として譲歩節を作る《tout soit il ...》, 《tout soit ce ...》等を思い起こすことができる。これらの言い回しにおいて《tout》に倒置の原因があるとは誰も考えない。譲歩節という特定の用法のために倒置の形式が選ばれているのである。
- 5) ne n' i ot qui entrast el chanp (150, 5) / et i avoit une petite chapele ancienne (200, 10).
- 6) n' a pas quinze jorz (38, 17) / n' a pas encore cinc anz que (59, 55) / n' a pas granment que ... (74, 35)